



摂津国における三好氏の地域支配：
国人との関係を事例に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪公立大学大学院文学研究科都市文化研究センター 公開日: 2024-10-10 キーワード (Ja): キーワード (En): Miyoshi clan, regional domination, Ikeda clan, Teshima District, Tada Shrine 作成者: 岡本, 侑樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/0002001284

◇研究ノート◇

摂津国における三好氏の地域支配

—— 国人との関係を事例に ——

岡本 侑樹

1. はじめに

三好長慶は、大永2年(1522)に生まれ、永禄7年(1564)に没した戦国武将である。1970年代まではさほど注目されなかったが、その具体的な事績が徐々に明らかにされ、とりわけ2000年代以降には、戦国時代を代表する人物の一人として注目されるようになった。

三好長慶の評価を大きく変えたのは天野忠幸氏である。天野氏は、三好長慶を織田政権に先行するプレ統一政権を成立させた人物として、非常に高く評価した。ただし、天野氏の三好政権論に対しては、近年、様々な立場から批判が寄せられている。その多くは、将軍足利義輝や幕府管領家の細川氏綱の支配も同時期に確認されることから、天野氏が主張するように三好政権が支配の全権を掌握したわけではないと論じるものである。

その一方で、三好政権の地域支配の具体相について天野氏とは異なる視点から分析し、改めて三好政権の評価を試みようとする研究はいまだ少ない。そこで、本論文では、摂津国西部を主な対象として、旧来からの国人の支配と、三好氏による地域支配が具体的にどのような関係にあったかを検討し、三好氏研究への諸批判も踏まえながら、天野氏の三好氏研究の継承・発展を目指したい。

まず、天野氏の三好政権論について、本稿と関わる視角を中心にその要点を整理しておこう¹⁾。第一に、三好氏による地域支配の特徴として、それぞれの地域ごとの実情に応じた支配方式を独自に作り出したことが述べられている。特に摂津国については詳細な検討がなされ、細川氏が設けた上郡・下郡という地域的枠組みごとに統合のあり方に顕著な差があり、こうした地域社会の違いを前提として、三好氏は独自の支配方式を編み出したとする。

第二に、三好氏は従来の荘園制から脱却し、新仏教・都市共同体・村落共同体などを介して新たな支配を行ったことが挙げられる。兵庫津・尼崎・堺など大阪湾地

域の都市に対して、三好氏はその主導的な立場の寺院や豪商に特権を与えるとともに、地縁的な都市共同体に文書を発給し、新たに支配の対象に位置づけた。そして三好氏は、幕府や細川氏からの権限授受によって権力化したのではなく、裁許制度を整備して直接村落共同体を支配対象とし、地域の調停機能を吸収したことで新たな公権力として確立したとされる。

第三に、三好政権の畿内支配が幕府機構や将軍の権威を必要とせず、天皇や朝廷が足利将軍を相対化し、三好氏を武家の代表として認定したという。そして、このような状況下での長慶と足利義輝の和睦は、三好政権の一方的な敗北とは評価できない反面、長慶は独自に諸大名を服属させる論理を創出できず、全国政権化は達成できなかったとした。

以上が天野氏による三好政権論の概要である。いずれにも共通するのは、三好氏が旧来の方式や秩序にとらわれず、独自の活動を行っていたということである。裁許や地域支配についても、そのような視角から検討されている。

三好氏は、天文18年(1549)に細川晴元を畿内から追放し摂津・山城国支配を本格化させると、松永久秀と三好長逸がそれぞれ裁許や訴訟取次もつとめ、三好政権全般を運営する体制を作り上げた。彼らを中心に行われた三好氏による地域支配の特質として、検使の実況検分の常態化、村落共同体への裁許、細川氏に頼らない独自の地域支配などがあげられる。さらに、領国を河内・大和まで拡大させた永禄3年(1560)以降、三好氏は直臣に独自の裁許権を与えることで大名に取り立て、三好氏自身は大名の上に立つ権力としての性格を強めた。また京都や山城国においては、足利義輝と和睦した以後も長慶を中心とする裁許体制が続いていた。

また(1)三好本宗家による直轄支配が行われた摂津上郡・摂津欠郡・河内北部・山城、(2)松永久秀の支配と池田氏・伊丹氏の排他的な領が併存していた摂津下郡、(3)守護代を従属化し後見する形で支配が任された丹波・和泉、(4)松永久秀に支配権が与えられ

た大和など、地域ごとにその特徴を明らかにした²⁾。

ここまで本稿に関係する三好政権の地域支配について、天野氏の分析を整理したが、天野氏の研究に対しては、細川氏研究や足利将軍研究の立場から様々な批判が寄せられ、三好氏の相対化が図られている。

特に天野氏の三好政権論に対して、細川氏研究の立場から強く異論を唱えるのが馬部隆弘氏である。馬部氏は、山城・摂津における段米と棟別の賦課および免除から、細川氏綱は少なくとも天文22年前後までは主体性を維持しており、長慶もそれを尊重していたと結論づけた³⁾。また、臼井進氏は、長慶の権利付与文書(安堵状)を分析し、(1)天文21年(1552)までは基本的に幕府の安堵を背景に三好氏の安堵がなされる、(2)天文22年の義輝追放後は長慶が新たな最高安堵権者になり、文書受給者も長慶に裁許を求めた、(3)長慶から子の義興へ代替わりした後の永禄4年(1561)頃から幕府の安堵と三好氏の安堵が併存した、と三時期に分けて特徴を明らかにした⁴⁾。さらに、長慶の裁決より氏綱の命令が優先しているものの、在地領主の期待を集めたのは長慶であるとした阿部匡伯氏⁵⁾や、義輝が京都を離れていた期間は三好氏が相論を裁定していたが、永禄元年(1558)12月の義輝帰洛後は、訴訟者が三好氏・幕府・朝廷など複数の権力から自分たちに都合のよい提訴先を選んだと述べる木下昌規氏などの批判⁶⁾がある。

ここまで天野氏の三好政権論を起点に先行研究を整理したが、これを基に現在の三好氏研究が抱える問題点について考える。まず一つに、細川氏や足利将軍に関する研究が進んだことで、天野氏の三好政権論が当該期の細川氏や幕府について十分に考慮されていないという限界をはらむものであることが明らかになった。そのため、三好政権期の畿内政治については、多角的に研究することが必要とされている。

また天野氏と馬部氏のどちらの三好政権論も権力の内部構造の議論に集約されるため、在地社会のあり方や、政権と在地社会との関係について、十分に検討されているとは言えない。さらに天野氏は、三好政権の実態や変遷について、地域的・時期的な差に必ずしも十全に留意せずに分析している側面が強いため、それぞれの地域における違いが等閑視されがちである。

以上の問題意識から、本稿では裁許に着目する。一定の領域・地域においていかなる権力が裁許しているか、すなわち公的権力として地域社会において認められているかを分析し、三好政権の地域支配における地域性を明らかにしたい⁷⁾。三好氏の裁許については、天野氏が分析し、その特徴について論じている。しかし、天野氏の地域支配論に対するこれまでの批判は、

段米や棟別の賦課・免除、あるいは安堵など、裁許とは別の次元で行われている。天野氏の裁許論に対する批判は、三好氏の統治下でも細川氏や幕府の命令に有効性があったという臼井氏や阿部氏などの主張に止まっている。

そして、裁許の分析で得られた結果を手がかりにして、三好氏による特定地域の支配のあり方を検討する。天野氏以降、三好政権による各地域の支配については、松永久秀の大和国支配に関する松永英也氏、中川貴皓氏の研究や⁸⁾、内藤宗勝の丹波国支配についての高橋成計氏、馬部氏による研究など⁹⁾によって、その実態がより詳細に明らかになっている。ただし、これらの研究は、三好氏の一族や直属家臣が支配した地域を対象にしたものが中心である。三好氏が、国人たちの旧来からの支配地にどのように関与したのかは未だ不透明なままである。たとえば、池田氏や伊丹氏などの摂津国人が、三好政権に包摂された後も一定の独立性を保持したことは天野氏も認めている。そこで、本稿では地域支配における三好氏と摂津国人との関係に注目し、それぞれの地域における支配の個性・地域性を明らかにしてゆくこととする。

摂津国人の研究の嚆矢は、森田恭二氏によるものである。森田氏は、摂津国人の在地での活動や細川氏・三好氏といった畿内統一政権との関係について明らかにした¹⁰⁾。また摂津国人塩川氏についての研究も蓄積がある。渡邊大門氏は、南北朝期から戦国期までの塩川氏について、細川氏との関係を念頭に検討した¹¹⁾。柴谷慶氏は、鎌倉から戦国期の塩川氏について、上位権力との関係と在地における活動の双方を分析した¹²⁾。小山明彦氏は、応仁・文明の乱以降の塩川氏の活動を、多田院や細川氏・三好氏などの統一政権との関係を視野に入れて考察した¹³⁾。

ここまで整理した摂津国人についての先行研究では、在地での活動や上位権力との関係について、細川期および織豊期については検討されている。しかし、その間の三好政権期についての分析は、十分になされているとは言えない。森田恭二氏は、池田氏など北摂津の国人は在地支配に拠点を持つものの、在地を離れた活動へは発展させることは出来なかったとしている。他にも、小山明彦氏が、塩川氏は三好氏に敵対姿勢をとったが、三好氏が多田地域を放置する姿勢に転じたことで塩川氏の存続がもたらされた主張するものの、依然検討の余地が残されている。

以上に述べてきたような、先行研究への問題意識および研究視角に基づき、本稿では、摂津国西部にあたる豊島郡(現在の大阪府池田市と豊中市を中心とし、一部箕面市や吹田市にもまたがる郡域を持つ)および

表1 天文年間から永禄年間の豊島郡関係文書一覧

No	発給年月日	西暦	発給者	発給先	内容	典拠	出典	注記
1	(天文2~7年)4月17日	1533~38	高島基九郎長直・湖波大和守国氏・古津殿後守元幸	箕面寺年行事	いわれない課役賦課があれば申し出るよう命じる。	『滝安寺文書』7	『箕面市史』史料編二	※1
2	天文3年11月9日	1534	頼朝寺珍梵	南郷五ヶ村諸給人中	春日社神供米を反別1斗2升ずつ、例年通り南郷目代へ渡すように通達。	『今西家文書』215	『今西家文書』	
3	天文5年11月11日	1536	松山二兵衛尉増	南郷目代殿御宿所	社家被官人の課役賦課の免除。	『今西家文書』230	『今西家文書』	
4	天文8年11月6日	1539	祐算・高祐	—	桜井郷主名前の売券。	『春日神社文書』	『豊中市史』史料編一 131	
5	天文9年10月6日	1540	(淡木)長隆	池田筑後守	芝原藤右衛門の違乱を停止させるよう命じる。	『今西家文書』217	『今西家文書』	
6	(天文10年頃か)12月13日	1551頃か	池田紀伊守正行	今西橋五郎	南郷五ヶ村と寺内村の相論に関する指示。	『今西家文書』231	『今西家文書』	
7	天文12年1月10日	1543	春日社政所	牧務納所	社役物仕・御供米動仕・井溝修固に関する下文	『今西家文書』224	『今西家文書』	
8	(天文14年以降)10月20日	1545以降	池ハリマ正久(池田正久)	今宮宮内少輔	代物に関する催促	『今西家文書』199	『今西家文書』	
9	天文15年12月11日	1546	荒木志磨守卜清・池田周防守正詮	南郷諸政所中	水害のため、南郷五ヶ村の神供米を免除する。	『今西家文書』188	『今西家文書』	
10	(天文16年以前)11月17日	1547以前	池田筑後守信正	原田兵衛	南郷五ヶ村御供米の催促	『今西家文書』203	『今西家文書』	
11	天文19年5月	1550	民部大夫(十河一存)	南郷五ヶ・長弘(興)寺	乱妨狼藉、請取沙汰・付沙汰、国貨所質の禁止	『今西家文書』237	『今西家文書』	禁制
12	天文19年	1550	—	—	御供米の未達分の書き出し	『今西家文書』205	『今西家文書』	
13	天文20年5月	1551	池田兵衛附長正	箕面寺	山林伐採・参詣衆の課税徴収・河持等の禁止	『滝安寺文書』8	『箕面市史』史料編二	禁制
14	天文20年10月5日	1551	池田兵衛附長正	原田右衛門附	春日社神供米の切出注文	『今西家文書』223	『今西家文書』	
15	(天文20年)10月6日	1551	池六長正(池田長正)	原田右衛門附	春日社御供米の納入を厳重に給人衆へ命じるよう伝える。	『今西家文書』223	『今西家文書』	
16	(天文22年)12月15日	1553	(池田)正朝・(池田)基好・(池田)正秀	当郡中所々敷在	箕面寺の山林を盗み取ることを禁止する。	『滝安寺文書』9	『箕面市史』史料編二	年次の「天文廿二」は異筆※2
17	(天文20~弘治3年)11月27日	1551~57	(三好)之虎	池田山城守(基好)・池田十郎次郎(正朝)・池田紀伊守(正秀)・池田助右衛門(正村)	細川氏への御料所である垂水を長正が押領したので、代官である平井対馬守に渡すよう池田孫八郎に伝えて欲しい。	『池田助一氏所蔵文書』805	『戦国遺文三好氏編』	年次の比定は筆者による。
18	(天文20~弘治3年)11月27日	1551~57	(加地)盛時	池田助右衛門(正村)・池田紀伊守(正秀)・池田十郎次郎(正朝)・池田山城守(基好)	細川氏への御料所である垂水を長正が押領したので、代官である平井対馬守に渡すよう池田孫八郎に伝えて欲しい。(No.17の副状)	『池田助一氏所蔵文書』806	『戦国遺文三好氏編』	年次の比定は筆者による。
19	永禄3年7月10日	1560	伊丹左馬入道紹田・同弥三郎宗親	今西宮内少輔	南郷小曾村の知行地における春日社御供米を決済する請文。	『今西家文書』196	『今西家文書』	
20	(天文18~永禄3年)月日なし	1549~60	—	—	千里寺で三宅の者が打撃を行ったことに対し、遺憾の意を示す。	『今西家文書』204	『今西家文書』	
21	永禄5年3月22日	1562	孫十郎平(不閉)	箕面寺	乱妨狼藉、山林竹木の剪捕、兵糧米賦課等の禁止	『今西家文書』111	『箕面市史』史料編二	禁制
22	永禄5年4月11日	1562	長政(池田長正)	自代今西宮内少輔・向左亮	乱妨狼藉、竹木剪捕、矢銃兵糧米賦課等の禁止	『今西家文書』239	『今西家文書』	禁制
23	永禄5年4月22日	1562	(池田)長正	摂州箕面寺	乱妨狼藉、山林竹木の剪捕、矢銃兵糧米賦課等の禁止	『滝安寺文書』12	『箕面市史』史料編二	禁制
24	永禄5年4月	1562	(池田)美作守	摂州箕面寺	乱妨狼藉、山林竹木の剪捕、矢銃兵糧米賦課等の禁止	『滝安寺文書』13	『箕面市史』史料編二	禁制※2
25	(天文23~永禄5年)10月28日	1554~62	三向長逸(三好長逸)	池池(池田正朝)・池山(池田基好)・池十郎(池田正朝)・池紀伊守(正秀)	井上方「三郎」の借税に関して、百姓がその上使の命令を聞かぬように取り計らいを命じる。	『今西家文書』218	『今西家文書』	年次の比定は筆者による。
26	(天文20~永禄5年)11月5日	1551~62	(池田)長正	諸給人政所中	春日社へ納める御供米の催促	『今西家文書』221	『今西家文書』	
27	永禄6年3月30日	1563	(池田)勝正	箕面寺岩本坊	買得地の安堵	『滝安寺文書』14	『箕面市史』史料編二	※2
28	(永禄6以前)10月7日	1563以前	(池田)助右衛門(正村)・(池田)山城守(基好)・(池田)十郎(正朝)・(池田)紀伊守(正秀)	南郷五ヶ村諸政所中	南部への入役を収めるように催促。	『今西家文書』219	『今西家文書』	年次の比定は筆者による。
29	(永禄6以前)12月19日	1563以前	池田助右衛門(正村)・池田山城守(基好)・池田十郎(正朝)・池田紀伊守(正秀)	今西宮内少輔	礼物に対する礼としようだての意思を示す。	『今西家文書』225	『今西家文書』	年次の比定は筆者による。
30	永禄7年2月	1564	(池田)八郎(三郎勝正)	箕面寺	山林伐採・参詣衆の課税徴収・漁獵等の禁止	『滝安寺文書』15	『箕面市史』史料編二	禁制※2
31	(永禄7年以前)10月15日	1564以前	池田助助正行・下村彦三郎伴成・荒木兵衛尉宗次・寺井兵衛尉宗吉・宇保半三郎安家・大井新介宗久・村田善九郎秀宗	今西橋五郎	過度な課役賦課の停止を命じる。	『今西家文書』197	『今西家文書』	
32	永禄7年12月22日	1564	荒木美作守宗次	今西宮内少輔	棟別を奉行である秋岡・古沢に渡したので、兩人へ書状で連絡したことを伝える。	『今西家文書』227	『今西家文書』	
33	永禄8年2月23日	1565	久広・次秋岡善兵衛尉・吉沢右衛門尉	荒木美作守(宗次)	棟別録を受け取ったが、事情を調査することになるので、協力を約束する。	『今西家文書』228	『今西家文書』	
34	永禄9年6月	1566	右京進輔(藤原長房)	南郷目代館	乱妨狼藉、作毛を荒らし刃田をする等、放火の禁止	『今西家文書』238	『今西家文書』	禁制
35	永禄9年7月9日	1566	(三好)長逸・(石成)友通・(三好)宗清	瓦片三河守	越水城を守る瓦片三河守の御料に際し、当知行を安堵する。	『今西家文書』244	『今西家文書』	
36	(永禄7~11年)1月28日	1564~68	池田八郎三郎勝正	今西宮内少輔	贈物(贈)に対する礼状	『今西家文書』232	『今西家文書』	
37	(永禄6年以降)11月8日	1563以降	(池田)正朝・(荒木)村重・(池田)正秀	当郡中所々敷在	箕面寺の山林を盗み取ることを禁止する。	『滝安寺文書』10	『箕面市史』史料編二	※2(年次の比定は筆者による。)
38	永禄12年3月2日	1569	(池田)筑後守勝正	箕面寺岩本坊	買得地の安堵	『滝安寺文書』16	『箕面市史』史料編二	※2
39	年末詳10月11日	—	三宅出羽守国村	南郷目代	南郷五ヶ村の神供米について違乱のないことを伝える。	『今西家文書』214	『今西家文書』	
40	年末詳2月3日	—	池田筑後守勝正	今西宮内少輔	贈物(贈)に対する礼状	『今西家文書』211	『今西家文書』	
41	年末詳5月19日	—	三宅孫四郎秀	南郷目代	乱妨狼藉、竹木剪捕、矢銃兵糧米賦課等の禁止	『今西家文書』236	『今西家文書』	禁制
42	年末詳6月26日	—	池筑勝正(池田勝正)	今宮	二種一荷(首首)に対する礼状	『今西家文書』233	『今西家文書』	
43	年末詳10月27日	—	(築)基	今西橋五郎	今西方の棟別録に関して問題ないことを伝える。	『今西家文書』226	『今西家文書』	
44	年末詳11月9日	—	(淡木)長隆	興福寺供目代御房	桜井郷における違乱の発生について了解した旨を知らせる。	『春日神社文書』	『吹田市史』第5巻 433	
45	年末詳11月10日	—	馬場善四郎久村	今西宮内少輔	棟別録の問題に際して百正を受け取ったことへの返答。	『今西家文書』229	『今西家文書』	
46	年月日未詳	—	—	—	池田助正が徴収した御供米の書き出しの断簡	『今西家文書』206	『今西家文書』	

(注) 出典の『今西家文書』は豊中市教育委員会編『春日大社南郷目代 今西家文書』(2004年)を指し、特に注記のない限り年次や発給者の比定は各出典による。

※1 年次の比定は馬部隆弘『戦国細川権力の研究』(吉川弘文館, 2018年)による。
 ※2 年次や発給者の比定は天野忠幸『増補版 戦国期三好政権の研究』(清文堂出版, 2015年)による。

多田庄(現兵庫県川西市)を取り上げ、三好政権期の地域支配のあり方を、細川期から連続的に見ていく。また、三好政権と摂津国人との関係についても考察し、三好政権期の摂津国人領における支配の特徴を明らかにしたい。この分析を通じて、三好政権の領国支配にみえる地域的な違いや、三好政権と在地社会との関係を解明することを本稿の目的とする。

第1章 三好氏の地域支配と国人池田氏の支配の重層性

天野氏は、池田氏が三好氏と縁戚関係にあり、独自

に判物を発給し、家中を持ち、自らの支配領域を越える経済圏の中心として池田城下町を整備したことを理由に、池田氏をある程度の独立性を保持していた「戦国領主」(国人)であるとみる¹⁴⁾。また、「下郡一職」を与えられた松永久秀と摂津国人との関係について、久秀の領域支配と国人の知行地支配は併存していたが、その支配の中で国人の一族と主従関係を形成する可能性があったこと、国人には三好氏の下した裁許を執行する役割のみが与えられたことの二点を指摘している¹⁵⁾。

しかし、豊島郡周辺では三好政権下においても池田氏が独自に裁許した事例が複数確認でき、当該期に池

田氏が豊島郡周辺の支配に深く関与していたことが分かる。そこで、第一章では池田氏による在地支配について、そのあり方や上位権力である三好氏との関係をより詳細に検討する。

はじめに、応仁の乱が勃発した時期から永禄年間までの池田氏について整理する¹⁶⁾。池田氏は豊島郡池田を本拠に、摂津守護をつとめる細川氏の家臣として活動していたが、応仁の乱前後から周辺の荘園に権益の拡大を図るようになった。特に豊島郡では、興福寺領である垂水西牧内の原田郷・桜井郷を私領化し、一時的に実効支配した。永正年間(1504～21)の細川澄元と高国の争いの中で池田氏は二派に分裂し、澄元方の嫡流家から高国方の庶流家へ家督の移動が生じたものの、庶流家は安定した支配を行うことはできなかった。永正末ごろに嫡流家の信正が澄元方から高国方へ鞍替えし、豊島郡一帯の旧領も信正がそのまま維持した。信正は天文年間(1532～55)に細川晴元政権で重用されたと考えられるが、晴元に敵対する細川氏綱の味方となったため、天文 17 年(1548)に晴元から切腹を命じられた。信正を嗣いだ長正は晴元から離れ、三好長慶に従って豊島郡周辺に禁制を発給するなど支配をより強固にし、その子勝正は長慶死後に三好三人衆方として行動するが、のち信長に降伏した。

以上にまとめたように、荘園の一代官に過ぎなかった池田氏は、豊島郡内を実効支配するようになり、最終的には豊島郡の領主になった。では、池田氏という強力な国人がいる豊島郡およびその周辺において、三好政権下ではどのような地域支配が行われたのだろうか。

それを検討する前提を把握するために作成したのが、表 1 である。表 1 は、天文年間から永禄年間にかけて、豊島郡に関係する文書を一覧にしたものである。『戦国遺文 三好氏編』と豊島郡の範囲である現在の池田・豊中・吹田・箕面各市の市史の史料編、および豊中市教育委員会編『春日大社南郷目代 今西家文書』(2004 年、以下『今西家文書』と表記)から文書を収集し、両者に共通するものは『今西家文書』のものを採用している。

天文 18 年(1549)に勃発した江口合戦で細川晴元が敗北し、畿内を追放されたことで、三好氏が摂津一円を支配するようになる。表 1 を見ると、それと軌を一にするように天文 18 年以降、池田氏当主とその家臣による発給文書が増加していることが分かる。そこで、本章では表 1 も参考にしつつ、池田氏に焦点を当て、在地での活動と上位政権との関係の双方に注目して分析を行いたい。

第 1 節 池田氏の箕面寺への安堵・裁許

第 1 節では、細川期から三好政権期の箕面寺(現在の滝安寺、大阪府箕面市)をめぐる支配のあり方について、安堵および裁許を素材に検討する¹⁷⁾。

細川氏が統治していた時期の箕面寺支配のあり方が分かるのが〔史料 1〕である。

〔史料 1〕¹⁸⁾

於_レ当寺_レ非分儀申懸族在_レ之者、交名可_レ有_レ御注進_レ候、恐々謹言、

高島甚九郎

四月十七日

長直(花押)

湯浅大和守

国氏(花押)

古津筑後守

元幸(花押)

箕面寺

年行事

馬部隆弘氏によれば、連署しているのは細川晴元の側近取次であることから、天文 2～7 年(1533～38)の間の史料である¹⁹⁾。晴元が畿内の支配を行っている天文年間の初期には、晴元が公権力として箕面寺を保障(支配)していることが分かる。

次の〔史料 2〕は、三好政権期において池田氏が箕面寺の山林を保障する文書である。

〔史料 2〕²⁰⁾

箕面寺山林従_レ所々散在_レ盜取者言語道断曲事候、宗_(池田信正)田御時之以_レ筋目_レ、彼寺へ制札被_レ出間、向後堅可_レ令_レ停止_レ旨候、若背_レ此旨_レ輩、於_レ在_レ之者、則可_レ加_レ成敗_レ由候也、仍如_レ件、
〔天文廿二〕

十一月十五日

正村(花押)

正朝(花押)

基好(花押)

正秀(花押)

当郡中

所々散在

〔史料 2〕で連署している池田四人衆は、池田氏当主であった長正を補佐する家老格の人々であり、彼らが署判した文書は、池田氏権力の意思を示すと考えてよい。また、彼らが補佐する当主の長正は三好政権期に三好氏に従って活動した人物であるので、「天文廿二」年という記載の信憑性は不明ながら、三好政権期の文書と考えると問題はない。

内容を確認すると、前当主である信正の時の筋目を以て制札を出しており、それを破る者に対して成敗を加えることを通達している。「制札を出さるる」という敬語表現や、「成敗を加うべき由候」という間接的

表現から、いずれも当主である長正の意向を示していると推察される。

信正の時の筋目をもってとあるため、信正が活動していた細川晴元期の段階でも池田氏の保障力は箕面寺に及んでおり、それを改めて確認したのものであると考えられる。

さらに、〔史料2〕と同様の文書がもう一通、箕面寺に伝来している。

〔史料3〕²¹⁾

箕面寺山林自_(池田信正)所々散在盗取由候、言語道断曲事候、宗_(池田信正)田御時以筋目、彼寺へ制札被_(池田信正)出候間、向後堅可_(命)止_(俣)旨候、若背_(池田信正)此旨輩、於_(池田信正)在_(池田信正)之者、則_(池田信正)可_(池田信正)被_(池田信正)加_(池田信正)成敗由候也、仍如_(池田信正)件、
十一_(用)□八日
正朝（花押）
村重（花押）
正秀（花押）

当郡中

所々散在

〔史料3〕の連署者を見ると、池田四人衆の内、正村と基好の二人の名前が無く、残る正朝と正秀に加えて新たに荒木村重が署判しており、正村・基好が内紛により殺害された永禄6年以降、三好政権の後期に発給された文書であると考えられる。

〔史料2〕〔史料3〕から、三好政権期になると、細川氏に代わって池田氏が豊島郡内の箕面寺に対して安全・権益を保障し、これを破った際に処罰する役割を担っていることが分かる。ここで表1を見ると、三好氏が畿内の支配を行うようになった天文18年以降、三好氏が箕面寺の支配に関与している様子は確認できない。この点と〔史料2〕〔史料3〕の分析を踏まえると、晴元は守護として直接箕面寺を保障していたが、三好政権期には箕面寺の保障は池田氏に委ねられていたと考えられる。

さらに池田氏の支配のあり方が分かるのが〔史料4〕である。

〔史料4〕²²⁾

当郡其外拝領之内御買徳之事、縦雖_(池田信正)為_(池田信正)売主欠所□行々徳政之儀、当知行之以筋目□不_(池田信正)可_(池田信正)有_(池田信正)相違_(池田信正)者也、仍為_(池田信正)後日_(池田信正)状如_(池田信正)件、
永禄六_(慶元)癸癸
三月卅日
箕面寺
岩本坊
参

永禄6年（1563）、池田勝正が支配する「当郡」（豊島郡）および「其外」（豊島郡外）の土地にある、「拝領」内に存在する岩本坊（箕面寺の子院と考えられる）

の買得地に関して、売主が欠所されたり、徳政があったとしても、変わらずその領有を認めている²³⁾。

ここでの「拝領」の地とは、三好氏から池田氏に与えられた所領を指すと考えられる。池田氏が従来から保持していた排他的な所領とは異なり、池田氏が三好氏から与えられた所領内にある岩本坊の買得地では、上位権力である三好氏の政策（徳政など）が適用される可能性がある。そのような事が起きないように、岩本坊は「拝領」内の買得地でも徳政免除が適用されるよう池田氏に求めたのだろう。

〔史料4〕から、池田氏は上位にある三好政権の広域的な政策の波及を排除しうる公権力として機能していることが明らかとなる。さらに、池田氏は、豊島郡外でも地域権力としての公権性を得ていることが分かる。

箕面寺に対して裁許・安堵を行う権力は、三好政権期（〔史料2〕から〔史料4〕）には池田氏であった。天文18年（1549）に細川晴元方が江口合戦で敗北したのを契機に、三好氏が摂津一円を支配するようになったが、豊島郡および池田氏が三好氏から与えられた所領においては、池田氏が公的な権利をもつ地域支配権力として三好氏から認められたと考えられる。さらに、箕面寺が、裁許・安堵主体として、三好氏ではなく池田氏を選択し、保証文書の発給を依頼していることも重要である。

細川氏を追放して以降、三好氏が畿内一帯の最高支配者になり、その下位で池田氏の支配が展開した。三好氏と池田氏による重層的支配が行われていたが、在地支配において池田氏の裁量に任される部分が大きかったことがわかる。

第2節 裁許からみた池田氏と三好氏の関係

本節では、池田氏と三好氏との関係について裁許をもとに検討する。

まずは、三好政権期に豊島郡南郷で発生した相論に対して、池田氏および三好氏がどのように対処したのか検討したい。

〔史料5〕²⁴⁾

態以_(池田信正)折紙_(池田信正)申候、仍度々申候奈良領事、井上方三雄へ之借錢之儀付而、為_(池田信正)郷押申事候条、彼方之上使来候者、被_(池田信正)仰理_(池田信正)、堅相拘候様ニ、百姓ニ被_(池田信正)仰付_(池田信正)候て可_(池田信正)給候、度々申納候条、不_(池田信正)能_(池田信正)委細_(池田信正)候、恐々謹言、

三向

^(年未詳)
十月廿八日
_(池田正村)池勘
_(池田基好)池山

長逸（花押）

(池田正朝)
池十
(池田正秀)
池紀
御宿所
(付箋)
「三好日向守長逸
十月廿八日」

長逸は「長縁」から「長逸」に改名するが、「長縁」の終見が天文23年5月である。また、池田四人衆のうち正村・基好は、永禄6年3月の内紛により殺害される。以上より、本文書は天文23年～永禄5年(1554～62)の間、つまり三好政権期に比定できる文書である。本文書が春日社南郷目代である今西家に伝来していることから、「郷」は豊島郡の南郷であると考えられる。南郷が井上方「三雄」に対して金銭を貸したが、井上方「三雄」からの返済が滞ったと推測される。そこで、南郷が三好氏の法廷に提訴し、三好長逸から得たのが本史料であろう。南郷は、この文書を池田氏に見せ、「三雄」の上使が来ても彼らの主張(おそらく差し押さえの無効と考えられる)を聞かないよう、池田氏として「奈良領」の百姓に命じてほしいと訴えたと考えられる。

なお、この史料にみえる「奈良領」とは、摂津国島下郡にある奈良(現在の大阪府茨木市)を指すと考えられる。また、井上氏は南郷内の有力な在地領主であり、「三雄」はその家臣ではないかと思われる²⁵⁾。

池田氏は、三好氏が発給した文書の内容に従って、「井上方三雄」の強制執行を防止し、公平な裁判のために秩序を維持する役割を務めている。従来、池田氏の活動は豊島郡内の範囲でしか議論されてこなかったが、池田氏は豊島郡のみならず隣郡の島下郡においても一定の強制力を持っていたことが分かる。第1節の〔史料4〕にみえる「其外拝領之内」には、「奈良領」が含まれるのかもしれない。

〔史料5〕の検討から、南郷が在地でのトラブルを提訴するのは三好氏であるが、三好氏の裁許内容を在地社会において執行するのは池田氏であることが分かる。三好氏の広域支配が池田氏の地域支配の上位で機能している事例と言える。

次に、豊島郡垂水での所領争いに対して、池田氏がどのように対処したのかを検討したい。

〔史料6〕²⁶⁾
(細川氏之)
阿州御屋形御料所垂水事、先年平井丹後守方与
(三好)
宗三以調被相渡候キ、然処近年又御押領、太
不可然候間、御代官職事、從最前平井対馬守
方被仰付候条、速被渡置候様、孫八郎殿江、
御異見肝要候、猶加地又五郎可申候、恐々謹言、
十一月廿七日
(基好)
池田山城守殿

(正朝)
池田十郎次郎殿
(正秀)
池田紀伊守殿
(正村)
池田勘右衛門殿
御宿所

〔史料6〕の差出人である「之虎」は、後の三好実休である。実休は「之相」→「之虎」→「実休」の順に改名するが、「之相」の終見が天文20年(1551)9月、「実休」の初見が永禄元年(1558)6月の間であるので、本文書は天文20年～弘治3年(1551～57)の間に比定される。つまり、〔史料6〕が出されたのは、三好政権期の前半となる。三好政権期前半における之虎(実休)は、政権内において中心的人物の一人であった。

「御屋形」(細川氏之)の「御料所」であった垂水について、先年、池田氏の関係者(当主の信正カ)が押領したようで、細川晴元の家臣である平井丹後守が三好宗三と調整し、所領を氏之へ返させた。当時、細川晴元が畿内一帯を支配し、宗三はその配下であったのだろう。ところが近年、池田長正がふたたび「御押領」したので、垂水の「御料所」を「御代官」である平井対馬守に渡すよう池田孫八郎(当主長正の弟と推定される²⁷⁾)に伝えて欲しい、としている。

今回は、平井対馬守が三好氏の法廷に提訴したため、之虎が長正の「押領」を制止しようとしたのであろう。本来であれば、豊島郡一帯を支配する池田氏が不法行為の抑止を執行すべきであるが、この場合は池田氏自身が不法行為を犯しているため、三好政権中枢から指示されたものと推定される。三好氏は上位にある権力として池田氏に停止命令を下せる立場にあったことが分かる。

本章では、三好政権期における池田氏の地域支配の性格、および三好氏との関係について検討してきた。池田氏は、摂津国守護であった細川晴元が没落したため、三好氏から豊島郡一帯の支配を命じられ、郡外にも三好氏から「拝領」した所領を持っていた。池田氏は、徳政免除特権を寺院に与えたり、相論において公権として間に入ったり、一定の公的な支配を認められていた。そして、それは豊島郡のみならず、隣接する島下郡の一部地域においても発揮されるものであった。

一方で、池田氏の上位に三好政権があったことも確認できた。三好氏は、池田氏権力に自領内での活動がある程度委任した上で、それを補強する役割を果たしたり、池田氏の行動が三好政権としての意向に反する場合には統制を加えた。天野氏は池田氏の領国を一定程度排他的であるとするが、三好政権が上位権力として公的な支配をおよぼしていたことは間違いなく、池田氏と重層的な関係にあったことを正確に評価すべき

表 2 天文年間から永禄年間の多田神社文書一覧

No	発給年月日	西暦	発給者	発給先	内容	『兵庫県史』No	備考
1	天文元年9月25日	1532	塩川太郎左衛門尉国満	—	土地の寄進状	426	
2	天文3年6月9日	1534	「細川」晴国	多田院	多田庄の段銭・公用を返付し、祈祷を命じる。	477	「」部は押紙／※1
3	天文5年4月12日	1536	(二階堂)中務大輔有泰	多田院	義輝誕生に当たり、太刀を奉納し祈祷を命じる。	427	
4	天文5年5月29日	1536	福武四郎左衛門尉仲盛	多田院	土地の寄進状	428	
5	天文8年10月28日	1539	「茨木伊賀守」長隆	多田院雑掌	多田庄と加納である米谷・山本・小戸村の棟別を保證する。	429	「」部は押紙
6	天文10年7月14日	1541	(飯尾)為清	多田院雑掌	多田庄と加納である米谷・山本・小戸村への要脚・段銭は京都で納入するので、国元での催促の停止を命じる。	430	
7	天文16年6月23日	1547	「茨木伊賀守」長隆	多田院雑掌	多田院の者に対する関銭免除を保證する。	433	「」部は押紙
8	天文16年6月23日	1547	(茨木)長隆	諸役所中	多田院の者に対する関銭免除を保證する。	434	
9	天文16年7月6日	1547	下畑又六兵衛	—	土地の寄進状	435	
10	(天文17年以前)12月22日	1548以前	(池田)信正	小戸庄名主百性(姓)中	段銭の納入を命じるとともに、多田院の公用の納入を自らが行うことを伝える。	431	年次比定は筆者による。
11	天文18年2月22日	1549	—	—	御廟所に行存する往生院の石塔3基についての説明。	436	
12	(天文18年)5月27日	1549	半陰軒宗三「三好越前守政長」(三好宗三)	塩伯(塩川)国満・田源(田井)長次・平丹(平井)長信	宗三が3人に加増を約束の上、合戦で逃走するよう求める。	437	「」部は押紙／※2
13	(天文19以前)4月12日	1550以前	「万松院義晴」(足利義晴)	多田院	祈祷および社殿の造り替えを命じる。	432	「」部は押紙／年次比定は筆者による。
14	天文19年間5月14日	1550	(松田)頼隆	多田院雑掌	足利義晴の遺骨を奉納し、勤行を命じる。	438	
15	天文21年9月2日	1552	塩川伯耆守国満	—	願いが叶えば、満仲御廟の屋根を調達する。(立願状)	439	
16	(天文22年)2月26日	1553	大八木喜介広次・利倉又六久俊	多田院政所禪師	御代替に伴い棟別銭を賦課する。	463	※1
17	天文22年3月6日	1553	斎藤三郎右衛門尉長盛・(細川)美濃守国親	多田院雑掌	御代替に伴う棟別銭の賦課を従来通り免除する。	441	
18	(天文22年)3月6日	1553	大八木喜介広次・利倉又六久俊	多田院御雑掌	御代替に伴う棟別銭の免除。	467	※1
19	(天文23力)5月11日	1554力	石田大蔵大夫頼長	若槻伊豆守(長澄)・小島次郎左衛門尉(忠清)・鹿嶋風丸(宗綱)	多田院への段銭は京済となっていることを伝える。	474	※1
20	(天文23力)5月19日	1554力	小島次郎左衛門尉忠清・多羅尾代政盛・鹿嶋風丸宗綱・若槻伊豆守長澄	多田院雑掌	段銭として50貫文を京都に納めるよう命じる。	475	※1
21	弘治2年1月	1556	「三矢」畑兵衛常吉	満仲奉行円明房	土地の寄進状	442	「」部は押紙
22	弘治3年1月	1557	塩川民部丞頼敬	多田院奉行円明房	土地の寄進状	443	
23	永禄2年6月14日	1559	(飯尾)為清	多田院雑掌	多田庄と加納である米谷・山本・小戸村への要脚・段銭は京都で納入するので、国元での催促の停止を命じる。	444	
24	永禄6年2月24日	1563	—	—	中山寺の僧侶および役者の書き上げ	445	
25	(永禄6年)2月27日	1563	池田八郎三郎勝正	多田院僧衆御中	多田院の領地や坊院の私領、および寄進地・買得地の安堵。	454	年次比定は『戦国遺文三好氏編』による。
26	(永禄6年)2月27日	1563	池田勘右衛門尉正村・池田十郎次郎正朝・池田山城守基明・清高高一狐	多田院僧衆御中	多田院の領地や坊院の私領、および寄進地・買得地の安堵。	464	年次比定は『戦国遺文三好氏編』による。
27	永禄6年7月11日	1563	彌宜衛門尉国久	—	土地の寄進状	446	
28	永禄7年12月14日	1564	和喜坊高元	多田院僧衆御中	代官が退転した土地を還付し、年貢は寺家へ納める。	447	
29	永禄8年7月5日	1565	「飯尾加賀守」盛就	多田院雑掌	足利義輝の遺骨を奉納し、勤行を命じる。	448	「」部は押紙
30	(永禄8年)7月5日	1565	「三好日向守」長逸	多田院知事	足利義輝の遺骨を多田院へ送り届ける。	449	年次比定は筆者による。
31	永禄11年10月2日	1568	左衛門尉平(松田)頼隆・「飯尾貞通」右馬助三善	多田院境内弁門前	乱妨狼藉・山林竹木の苧採、不当な課役賦課の禁止	450	禁制／「」部は押紙
32	(永禄12年力)3月2日	1569	佐久間右衛門尉信盛・坂井右近尉政尚・森三左衛門尉可成・野間左橋兵衛尉長前・蜂屋兵衛助頼隆・柴田修理亮勝家・竹内下総守秀勝・進斎忠正・和田伊賀守惟政	多田院役者御中	要脚の免除	451	
33	永禄12年5月30日	1569	「靈陽院義昭」(足利義昭)	当院長老	多田院の寺領の安堵。	452	「」部は押紙
34	永禄12年5月30日	1569	「靈陽院義昭」(足利義昭)	—	寺領内の犯罪人は、従来通り寺家が検断するように命じる。	453	「」部は押紙
35	年未詳10月18日	—	「塩川伯耆守」国満	庄内中	多田院領への不当な課役賦課の停止を命じる。	440	「」部は押紙

(注) 特に注記のない限り、年次および発給者の比定は『兵庫県史』史料編 中世1による。

※1 年次および発給者の比定は馬部隆弘『戦国期細川権力の研究』(吉川弘文館, 2018年)による。

※2 年次および発給者の比定は馬部隆弘「天文十七年の細川邸御成と江口合戦」(『年報中世史研究』46, 2021年)による。

であろう。

第2章 多田庄(川辺郡北部)における地域支配

第2章では、摂津国川辺郡北部にある多田庄における支配について検討する。多田庄には、有力寺院である多田院および有力な国人領主である塩川氏が存在した²⁸⁾。

多田院は現在の兵庫県川西市に所在し、天禄元年(970)に源満仲によって創建された摂津源氏の拠点である。多田院では、鎌倉時代に多田御家人(多田院を警固する御家人)の制度が始まったが、鎌倉後期にその筆頭的地位にあったのが塩川氏であり、以降塩川氏は多田院との結びつきを強めていった。多田院は、室町期には幕府や将軍による保護政策により多田庄一帯

の領主として存在したが、戦国期になると将軍権力の衰退とともに地域的影響力を徐々に低下させた。代わって同時期に、細川氏との結びつきを強めた塩川氏が地域支配に関与し始め、細川晴元に優遇されたことで多田庄において多田院を凌駕する影響力を持つようになる。塩川氏は三好氏と敵対するが、三好氏が多田地域に深く関与しない姿勢をとったことで存続した。一方、多田院は将軍・幕府という権力の後ろ盾を失い地域支配者として没落した。

では、多田地域における地域支配はどのようなものであったのだろうか。表2は、天文年間から永禄年間までの多田神社文書(『兵庫県史 史料編』中世1所収)を一覧にしたものである。表2を見ると、多田院に対しては塩川氏だけでなく細川氏・三好氏の家臣など様々な人が文書を発給していることが分かる。これらの検討を踏まえ、本章では細川晴元期から三好政権期まで

の多田庄支配について検討したい。

第 1 節 細川晴元および三好氏による支配

本節では、細川晴元と三好氏による天文年間から永禄年間が多田庄支配について検討する。

まず、晴元による多田庄支配に関する史料として注目されるのが次の〔史料 7〕である。

〔史料 7〕²⁹⁾

撰津国多田庄七郷、加納山本・米谷・小戸村、寺社諸本所・善源寺等御要脚段銭事、為_二京済_一之旨被_レ申条、被_レ止_二国催促_一之由候也、仍執達如_レ件、
天文十七月十四日 (飯尾)為清 (花押)

多田院雑掌

これは、天文 10 年 (1541) に飯尾為清が発給したもので、多田庄と「加納」(多田院が棟別銭や段銭の徴収権を持っている所領³⁰⁾)である山本・米谷・小戸村における、寺社諸本所・善源寺などに賦課された要脚・段銭について、京都へ納入することになっているため、撰津国の在地で細川氏の家臣による徴収は停止するとしている。室町期以来、幕府による多田庄への要脚・段銭賦課については、多田院が徴収・納入していたが、永正 11 年 (1514) 以降「京済」すなわち京都への納入とすることが決定され、細川氏が徴収する形に変化する³¹⁾。発給者である飯尾為清について、馬部氏は晴元の奉行人としている³²⁾。

この他、晴元奉行人の茨木長隆が、多田院が多田庄と「加納」から棟別を徴収することを認めたり、多田院の寺僧に対する山城・撰津・丹波国内の関銭の免除を保証する文書を発給したりしている³³⁾。

以上の分析から、晴元は、多田院および多田庄に対して棟別賦課の承認、守護段銭の在地で徴収禁止、関銭の免除などを行い、公権として在地支配を行っていた。

次に、三好政権期の多田庄支配のあり方を検討する。三好氏による多田庄支配については、馬部氏が天文 22~23 年 (1553~54) の長慶と細川氏綱の多田院支配について検討しており³⁴⁾、氏綱・長慶やその家臣が段銭の賦課に関わっていたことや、多田庄周辺の地域では長慶と関係の深い野間氏が郡代的な役割を担っていた可能性があることを明らかにしている。馬部氏の検討によって氏綱・長慶が多田庄支配に関与していることが明らかになったので、三好氏が多田地域を放置したという小山明彦氏の評価³⁵⁾は修正する必要がある。

天文末から永禄半ば頃にかけての三好氏の多田庄支配についてその一端を示すのが、永禄 2 年 (1559) に飯尾為清が発給した次の〔史料 8〕である。

〔史料 8〕³⁶⁾

撰津国多田庄七郷、加納山本・米谷・小戸村、寺社諸本所、善源寺等御要脚段銭事、為_二京済_一之旨、被_レ申条、被_レ止_二国催促_一之由候也、仍執達如_レ件、
永禄式六月十四日 (飯尾)為清 (花押)

多田院雑掌

〔史料 8〕の分析にあたり、天文末から永禄年間にかけての氏綱・長慶と為清の関係は馬部氏の先行研究をもとに整理する³⁷⁾。為清は元来、氏綱と敵対していた晴元の奉行人であったが、足利義輝・晴元と氏綱・長慶の和解に際して、天文 21 年 (1552) に晴元息の聡明丸 (後の昭元) が長慶のもとに送られると、為清もそれに随伴し、以降は昭元の奉行人として活動する。永禄 2 年段階では、氏綱は淀城、昭元は芥川城に居り、昭元のもとにいる為清が氏綱の意を承けて奉書を発給することはあり得ないため、〔史料 8〕は昭元の意を奉じたものとした。

また天文 23 年以降、長慶は昭元とその奉行人 (為清も含まれる) を活用することで、次第に氏綱の持っていた権限を吸収し、氏綱から委ねられてその権限を代行するに至ったと主張している。

以上の馬部氏による先行研究での指摘を踏まえると、昭元やその奉行人は独断で文書を発給しているのではなく、彼らの文書発給は三好氏の権限のもとで行われていると考えるのが自然である。そのため、為清による〔史料 8〕の発給にも、その背後には三好氏の意向が働いていると考えられる。〔史料 8〕は、畿内一帯を支配する三好氏の支配が多田院に及んでいることを示していると評価できる。

一方で〔史料 8〕から、細川氏が多田院支配を行っていた際に支配に携わっていた人物が、三好政権期においても引き続き支配に関与していることが明らかとなる。

三好政権は、臨機応変に地域支配を執行しており、この事例では、晴元の下で多田院の支配に関わっていた人材を継続して登用することで円滑な継承を実現していたことが分かる。

第 2 節 晴元・三好政権と塩川氏・池田氏の関係

本節では、晴元期から三好政権期の多田地域の支配において、国人領主がどのような役割を担っていたのか検討したい。

まず検討するのは塩川氏である。当該期における塩川氏に關係する史料として次の〔史料 9〕がある。

〔史料 9〕³⁸⁾

多田院領_正從_二庄内_一課役相懸之由候、言語道断曲事候、不_レ依_レ少、左様之儀於_レ在_二之者_一、堅可_レ加_二

成敗_一者也、謹言

十月十八日

庄内中

(押紙)「塩川伯耆守」

国満（花押）

(永禄六年)

二月廿七日

多田院

池田八郎三郎

勝正（花押）

僧衆御中

表2を見ると、多田神社文書の中で塩川国満が「伯耆守」を名乗っている史料としてNo. 12（「塩伯」は「塩川伯耆守」を省略したもの）とNo. 15が確認できる。また、No. 16以降No. 20まで（年代で言えば天文22～23年）に現れる文書受発給者は、馬部氏によると細川氏綱ないし三好長慶の家臣とされる人物である³⁹⁾。これらの点を踏まえると、塩川国満が伯耆守を名乗る時期に多田神社文書の中に現れるのは、おおよそ天文18年ごろから天文22年までの、氏綱・長慶の勢力が多田地域に進出する以前であると推定できる。そのため、〔史料9〕は晴元期のものであると考えられる。

〔史料9〕では、国満が「庄内中」に対して、多田院領への不当な課役の賦課を禁止し、違反した場合には処罰するとしている。ここでの「庄内」は、多田庄内の在地領主・土倉などではないかと考えられ、塩川氏は在地有力者が多田院へ課役を賦課するのを抑止する役割を担っている。ここから、晴元期では塩川氏が多田地域において公権性や、それを裏付ける在地社会への強制力を持っていたことが分かる。

晴元期の池田氏の活動が次の〔史料10〕に見える。

〔史料10〕⁴⁰⁾

当庄段銭之事、不_レ限_一散在・諸入組_一、一段別百廿宛年内中可_レ納所_一候、於_レ無沙汰_一者、可_レ催促_一候、且多田院公用儀者、為_レ此方_一、可_レ納所_一候也、謹言

十二月廿二日
小戸庄(姓)
名主百性中

(池田)

信正（花押）

池田信正の活動時期から晴元期に比定できる史料である。信正が、多田庄の加納である小戸庄の名主・百姓に対して段銭の納入を命じるとともに、多田院の公用についても徴収や寺納を担っている。小戸庄については、すでに永正年間に池田氏の一族である正時が支配に関与しており⁴¹⁾、このような池田氏と多田庄との関係性を梃子にして、晴元期にはすでに池田氏（信正）が段銭・公用を納入する代官の立場についていたと考えられる。

次に検討するのは〔史料11〕である。

〔史料11〕⁴²⁾

多田院惣寺領并坊々私領無_レ別儀_一之上者、一職之所、又散在分之内、自_レ古今_一之諸寄進・買徳等之事、如_レ此者可_レ有_レ御寺納_一候、如_レ此之上者、自然菟角申方依_レ有_レ之、更々不_レ可_レ相違_一候、為_レ其一筆令_レ申候、恐々謹言、

〔史料11〕は、三好政権期である永禄6年（1563）に比定されており、池田勝正が多田院の領地や坊院の私領を安堵している。なお、同日付で同じ内容の文書（添状）が池田氏家臣の名で発給されている⁴³⁾。多田院やその坊院の領地である、「一職」の土地、および散在地内の寄進地・買得地における収取権を池田氏が保護していることから、多田地域において、池田氏は所領安堵を在地から期待される権力であり、それを保障しうる権断権を持っていたことが分かる。

〔史料10〕〔史料11〕の検討を総合すると、池田氏は、多田地域においても豊島郡と同様に、租税の徴収や納入を担う単なる荘園の代官としての立場から、在地に対する所領安堵を保障しうる検断権を持つ公権力へと成長していることが分かる。表2のように、管見の限り池田氏と三好氏の関係性が分かる史料は存在しないが、従属している三好氏の多田地域への勢力拡大に伴って、三好氏の後押しを受ける形でさらに多田地域への権力を強化させ、〔史料11〕のように多田院に安堵を行えるまでに在地領主として成長したと想定される。

第2章では、晴元期から三好政権期の多田地域における、細川氏・三好氏の支配および塩川氏・池田氏の活動について検討した。

晴元による多田院の支配に関与していた人物の中には、三好政権期でも引き続き多田院の支配に登用されている者もいた。細川氏・三好氏による支配は、段銭の「京済」を命じたり、山城・摂津・丹波三ヶ国での関銭の免除を保証するなど、数か国にまたがる広域的なものであった。一方、塩川氏・池田氏は、治安維持、税の徴収や従来からの権利の保証など、多田地域で完結する支配活動を行っていた。

三好氏と塩川氏・池田氏との政治的・軍事的な関係性が明らかとなる史料は、表2の中には確認できない。しかし、表2を通して多田地域の支配に関わる文書の発給者を見ると、氏綱・長慶が多田地域の支配に関与し始める天文22年以降、塩川氏の政治的な活動は確認できなくなる。塩川氏は三好氏と敵対していた一族であることを踏まえると、三好氏の勢力が多田地域に進出したことで、多田地域における塩川氏の政治的影響力は大幅に減退したのではないだろうか。それと入れ替わる形で三好氏の後押しによって池田氏が支配を拡大させたと考えられる。

表2から三好政権期には、領国全体規模での段銭の

賦課やその免除に表れる三好氏の畿内支配の下で、それまで塩川氏が行っていた多田地域における秩序の維持は池田氏を中心に担っていることが分かり、多田地域でも重層的な支配が行われていたと想定できる。

これまでの多田地域の国人領主研究は、塩川氏のみが検討対象とされ、その在地社会における勢力の拡大が論じられていた。しかし、池田氏も段銭を賦課したり、多田院に対して納税を請け負ったり、安堵状を発給するなど、在地支配に関わっていることが確認された。

おわりに

本稿では、摂津国豊島郡周辺および多田庄（多田地域）における三好政権と国人の在地支配について、前提となる細川晴元による支配を踏まえて連続的に検討した。

池田氏・塩川氏などの国人領主は、税の徴収や所領の安堵、治安維持や紛争の予防など、在地の安定と収益の確保をめざす支配を展開した。荘園の代官から公的な地域支配者への進化も確認できる。そして、このような国人領主による支配の上位に三好政権の支配が位置した。三好氏が扱ったのは、単独の国人領主の裁量を越えた広域にまたがる事案であった。国人による地域支配の上に、上位権力である三好政権の広域支配が存在する重層的な支配が行われていたのである。池田氏については、公的な支配者としての地位は、細川氏の支配段階では確認できないことから三好政権によって積極的に付与されたものであるといえよう。

ここまでは、すでに天野忠幸氏によって指摘されている事実ではあるが、詳細に見ていくと異なる点も多い。まず、豊島郡周辺と多田庄では支配のあり方に相違点がある。豊島郡では、三好氏は旧来からの勢力である池田氏を取り込んだ。そして、池田氏は公的権限を掌握していたが、三好氏が訴訟をうけ、裁許を試みるなど、在地社会に対して三好氏の権力が及んでいる。一方、多田地域に対しては、三好氏はそれまでの支配者である塩川氏を味方に引き入れるのではなく排除する形で勢力を拡大し、池田氏を積極的に取り立てることで勢力の拡大を図った。しかし、三好政権期でも惣領家ではないが塩川一族による多田院への土地の寄進

がみられる（表2のNo.22）ことや、三好政権期の後、織田信長入京後の比較的早い段階で塩川氏が信長に従属したこと、信長が多田庄周辺を塩川氏の領地として認識していたことなどの先行研究での指摘⁴⁴⁾を踏まえると、三好氏は塩川氏の勢力を完全に排除することはできなかったと思われる。これは、多田地域では、三好氏・池田氏による在地掌握に限界があったという側面も示している。

また、晴元期に在地社会と結びつきの強かった人物を利用して、三好政権が支配を行った事例もみられた。こうした方法を採用することで、三好氏の在地浸透が進んだが、同時に、旧来の秩序・体制を一定程度残してしまう結果になったと考えられる。

天野氏は、三好氏が管轄した地域では、長慶がそれまでの支配者である細川氏（晴元や氏綱）を凌駕する権力を手中にし、最終的に三好氏は細川氏の力に頼らない独自の地域支配を行ったとする。しかし、豊島郡周辺と多田地域では、三好氏の在地への支配の及ぼし方に相違があるし、三好氏と池田氏、三好氏と塩川氏の関係も異なる。

本稿で明らかにしてきたような三好氏の領国支配については、地域ごとの多様性は顕著であり、史料にもとづいて具体的なあり方を丹念に解明することが求められている。臼井氏や木下氏は、地域において発生した問題についての裁判を行う権力が複数ある場合には、訴訟者が提訴先を選んでいと主張している⁴⁵⁾。在地社会の人々がその地域における権力者を選択し、決定していた側面もある。

天野氏・馬部氏は、三好政権・細川政権の側がいかにか地域に働きかけたのかを中心に分析するが、それだけでなく、本稿のように、権力が在地社会の動向に制約されるという観点から分析することで、三好氏研究は新たな広がりを持ってゆく。

さらに、本稿では地域支配の中でも特に裁許を中心的なテーマに据えたが、そこで明らかになった三好政権の支配の広がり、段銭・棟別などの賦課や検断権、軍事編成など他の地域支配の範囲とは必ずしも一致しない。今後は、多様な地域支配の要素を融合し、三好政権の領国支配のあり方とその変化を詳細に読み解いていきたい。

【注】

1. 以下天野氏の三好政権論の全体的な整理は、天野忠幸『増補版 戦国期三好政権の研究』（清文堂出版、2015年）による。
2. 天野忠幸『三好長慶』（ミネルヴァ書房、2014年）、天野忠幸『三好一族—戦国最初の「天下人」』（中央公論新社、2021年）

3. 馬部隆弘『戦国期細川権力の研究』（吉川弘文館、2018年）
4. 白井進「戦国期三好氏の領国支配—三好長慶関連文書をめぐって—」（『史叢』97, 2017年）
5. 阿部匡伯「十河一存の畿内活動と三好権力」（『龍谷大学大学院文学研究科紀要』41, 2019年）
6. 木下昌規『足利義輝と三好一族』（戎光祥出版, 2021年）
7. 戦国大名の地域支配の分析には、村落支配、商人支配・都市課税、役・棟別賦課など様々な視角があるが、三好氏については村落支配や課税などの史料が少なく、広範な支配の分析が困難である。そのような史料的制約の中で三好領国を横断的に比較する手段として、裁許に注目する方法が有効的であると考えている。
8. 松永英也「松永久秀家臣竹内秀勝について」（『戦国史研究』51, 2006年）、「大和国支配期の松永久秀の相論裁許」（『戦国史研究』59, 2010年）, 中川貴皓「松永久秀被官に関する一考察—山口秀勝を中心に—」（『奈良史学』30, 2013年）
9. 高橋成計「松永長頼（内藤宗勝）と丹波」（天野忠幸編『松永久秀—歪められた戦国の“梟雄”の実像—』, 官帯出版社, 2017年）, 馬部隆弘「江口合戦後の細川晴元」（石井伸夫・重見高博・長谷川賢二編『戦国期阿波国のいくさ・信仰・都市』, 戎光祥出版, 2022年）
10. 森田恭二「戦国期の摂津国人と細川氏—池田氏・伊丹氏・河原林氏等の動向を中心に—」（『地域史研究』23, 1993年）, 「守護細川氏と北摂津の国人—今西家文書の再検討—」（『帝塚山学院大学研究論集. 文学部』40, 2005年）など
11. 渡邊大門「摂津国人塩川氏に関する一考察」（『市史研究紀要たからづか』22, 2005年）
12. 柴谷慶「摂津国における国人領主制—塩川氏を例に—」（『歴史と神戸』52, 2013年）
13. 小山明彦「戦国期摂津国多田地域における塩川氏の領主化過程」（『歴史と神戸』56 (2), 2017年）
14. 天野注1論文。
15. 天野注1論文。
16. 以下池田氏については、天野注1論文の他に『新修 池田市史』第1巻, 『新修 豊中市史』第1巻を参照。
17. 筆者は、在地で実際に発生している権利の侵害などのトラブルが原因で発給されている権利保障の文書は、裁許と見なし得ると考えている。
18. 滝安寺文書7号（『箕面市史』史料編2）
19. 馬部注3論文。
20. 『滝安寺文書』（『戦国遺文三好氏編』（以下『三好』と表記）380）
21. 『滝安寺文書』（『三好』879）
22. 滝安寺文書14号（『箕面市史』史料編2）
23. 同内容の文書が永禄12年（1569）にも発給されている。（滝安寺文書16号（『箕面市史』史料編2））
24. 『今西家文書』218（豊中市教育委員会編『春日大社南郷目代 今西家文書』, 2004年）
25. 瓦林正頼が南郷の段銭について井上忠兵衛尉と連絡を取りあっていることが史料から確認できる。（『瓦林正頼書状』（『吹田市史』史料編2, 439号））
26. 『池田助一氏所蔵文書』（『三好』805）
27. 天野注1論文。
28. 以下の塩川氏についての整理は、渡邊注11論文、柴谷注12論文、小山注13論文を参照。
29. 多田神社文書430号（『兵庫県史』史料編 中世1）
30. 『かわにし 川西市史第一巻』
31. 小山明彦「中世後期における多田地域の権力形態と主体について—多田院を中心に—」（『歴史と神戸』53 (4), 2014年）
32. 馬部注3論文。
33. 多田神社文書429号, 433号, 434号（『兵庫県史』史料編 中世1）
34. 馬部注3論文。
35. 小山注13論文。
36. 多田神社文書444号（『兵庫県史』史料編 中世1）
37. 氏綱・長慶と為清の関係は馬部注3論文をもとに整理した。
38. 多田神社文書440号（『兵庫県史』史料編 中世1）
39. 馬部注3論文。
40. 多田神社文書431号（『兵庫県史』史料編 中世1）
41. 多田神社文書373号（『兵庫県史』史料編 中世1）
42. 『多田神社文書』（『三好』875）
43. 多田神社文書464号（『兵庫県史』史料編 中世1）
44. 柴谷注12論文, 小山注13論文。
45. 白井注4論文, 木下注6著書。

（大阪公立大学大学院文学研究科 UCRC 研究員）

【2023年8月27日受付／2023年11月5日受理『都市文化研究』編集委員会】

Regional domination in Settsu Province by the Miyoshi clan: On the control by medium-sized lords

Yuki OKAMOTO

Miyoshi Nagayoshi is a Sengoku warlord who was born in 1522 and died in 1564. The research about him has been especially developed since the 2000s by Tadayuki Amano. However, there are still few studies that analyze the specific aspects of regional control by the Miyoshi clan from a different perspective than Amano's and attempt to evaluate the Miyoshi clan. Therefore, this paper examines the relationship between the rule of Kokujin [medium-sized lords] and that of the Miyoshi clan, and the regional differences of the rule of the Miyoshi clan, mainly focusing on the Teshima District and Tada Area in western Settsu Province.

Kokujin settled the cases within the area of their own territory. On the other hand, the Miyoshi clan settled the cases that spanned a wide area beyond the Kokujin's territory. And, the characteristic of the relationship between the Miyoshi clan and Kokujin is a multi-layered rule, in which the Miyoshi clan ruled over Kokujin.

The method of control around the Teshima District and Tada Area was different from that of the direct control of Nagayoshi, which was different from that of the Hosokawa clan, and conducted in the same Settsu Province. The Miyoshi clan used the same person as the Hosokawa clan for ruling the Tada Shrine. And, about ruling the Teshima District, the Ikeda clan [one of the Kokujin], which had been influential in local control before the Miyoshi clan, continued to be involved in local control, and the Miyoshi clan promoted the Ikeda clan.

There is a limit to discussing the Miyoshi clan by only analyzing its superstructure in the past, and researches on the Miyoshi clan will advance to a new stage by analyzing it from the perspective that power is constrained by local affairs.

Keywords : Miyoshi clan, regional domination, Ikeda clan, Teshima District, Tada Shrine